

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差止め
市民の会
新潟市中央区新光町6-2
TEL/FAX
025-288-6611
市民の会年会費 1,000円

2019年6月13日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第27回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポートなど約60人が傍聴行動などに参加しました。

原告の意見陳述

原告の意見陳述は、福島県の中通りから新潟に自主避難している遠藤成子さん



新潟地裁まで入廷行動

でした。遠藤さんは、東日本大震災のときに、小学校低学年と乳児だった子ども2人を連れて避難し、いまだ故郷を離れて暮らしています。遠藤さんは冒頭「年間1ミリシーベルト

だつた放射線の基準値が、福島だけ20ミリシーベルトに引き上げられたことはおかしい」と強調しました。福島では

今まで仲良くしてきたご近所の方や、友達、家族も避難する、しない、放射能を気にする、気にしない、補償をもらえた、もらえない、そんなことでどんどん分断された」と訴えました。新潟の避難先では「避難してきた人は補償金が沢山もらえてお金があると思われている。放射能がうつると言われ、いじめられたりすることがあるので、避難の話をすることができない」と、胸の内を明かしました。

第27回口頭弁論

でした。遠藤さんは、東日本大震災のときに、小学校低学年と乳児だった子ども2人を連れて避難し、いまだ故郷を離れて暮らしています。遠藤さんは冒頭「年間1ミリシーベルト

だつた放射線の基準値が、福島だけ20ミリシーベルトに引き上げられたことはおかしい」と強調しました。福島では今まで仲良くしてきたご近所の方や、友達、家族も避難する、しない、放射能を気にする、気にしない、補償をもらえた、もらえない、そんなことでどんどん分断された」と訴えました。新潟の避難先では「避難してきた人は補償金が沢山もらえてお金があると思われている。放射能がうつると言われ、いじめられたりすることがあるので、避難の話をすることができない」と、胸の内を明かしました。

求釈明では「『核物質防護上の観点』を理由とする資料内容の非開示」について申し立てました。昨年9月3日、原告は「原発のフィルタベント設備が設置されている箇所、その周辺の地層分布はどのようなものか」と東電に釈明を求めました。それに対し東電は「地上式フィルタベント設備の設置位置及びその周辺の地層分布については、核物質防護上の観点から明らかにすることはできない」とし

最後に遠藤さんは「震災が起り、自分の身に降りかかるて知ることができた。福島のことを他人事でなく自分のこととして考えてほしい」と涙をこらえながら訴えました。

弁護団からの主張

火山の問題・その3・被告準備書面(31)に対する反論で、高野義雄弁護士が東電を追及しました。火山が噴火した際、火山の落下物が原発の海水ポンプにダメージを与える可能性を指摘したことに対し、東電は「火山の主要な落下破碎物は、硬度が砂と同等、またはそれより低く、脆いから、摩耗の影響は小さい」と反論しました。それに對し「①石英等の鉱物結晶によるポンプへの摩耗の可能性は否定できない、②摩耗するか否かは、実験をすれば確認できるのに、被告は必要な実験をしていない、③個体粒子を含む液体(スラリー液)については、特別なポンプ(スラリーポンプ)が使用される必要があるが、被告はそのポンプを使用していない」と反論しました。



古町十字路で街宣行動

東電は3つの釈明の要点を法廷で述べました。一つは、長岡平野西縁断層による地震動評価は、十分な値で検討している。二つめは、柏崎刈羽原発の立地は工学的安全性を持たせてある。炉心が溶融しても、コンクリートとの反応を防ぐようになっている。三つめは、避難計画については、法体系の理念にかなう計画であり、原子力災害対策法に基づいています。それに対し「具体的な理由を明らかにしてほしい」と再度釈明を申し立てました。東電はこちらの質問に何ら真摯に答えようとはしません。

市民の会では、口頭弁論期日前に、古町十字路で街頭宣傳行動を行っています。今回は、10人の原告、サポートーでマイク街宣、チラシ配布行動を行いました。次回の口頭弁論期日前にも同様に街頭宣傳行動を計画しています。計画が決まりましたら、メールで配信しますので、ご参加をよろしくお願いします。わからないうち事務局までお問い合わせください。

市民の会の会員は現在1509名です。目標数は2千名ですが、皆様のカンパのおかげで、この間運営を続けてくることができました。引き続きのカンパのご支援をよろしくお願いします。

日時：2019年10月17日（木）午後3時～
場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポートーの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所
(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)
応募締切：2019年10月10日（木）午後5時（厳守）

(2) 入廷者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしています。入廷していただける方にのみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

(3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

- ・当日は、以下のとおり集会を開催予定です。場所はいずれも新潟県弁護士会館（新潟地裁脇）。入廷できない方も含め、多数のご参加をお願いします。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）
午後4時15分頃～（裁判終了後） 報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合がありますので上記にて応募し落選された方も、そちらへの参加をご検討ください。

ているとしました。いずれも原告の主張に対するものに答えていません
次回口頭弁論期日は、10月17日になります。

市民の会の活動

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思います。

☆郵便振替
口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお願ひします。